

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月28日 09時30分ごろ
発生場所	兵庫県洲本市西方沖 都志港北防波堤灯台から真方位308°4,600m付近 (概位 北緯34°26.7′ 東経134°44.5′)
事故の概要	漁船住栄丸は、揚網中、また、漁船豊勝丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 住栄丸、4.9トン HG3-36648（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 豊勝丸、4.7トン HG3-36917（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 右舷船尾部に破口 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船首を北東方に向けて機関を中立とし、船長Aが船首方を向いて揚網作業中、B船と衝突した。 B船は、約6ノットの対地速力で東進中、船長Bが、船尾甲板で船尾方を向いて網洗い作業を行っていたところ、B船の船首部とA船の右舷船尾部とが衝突した。
分析	A船は、船長Aが、船首方を向いて揚網作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、船尾甲板で船尾方を向いて網洗い作業を行い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長Aが周囲の見張りを適切に行わず、また、船長Bが船首方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。

参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、常時見張りを適切に行うこと。
-----------	--